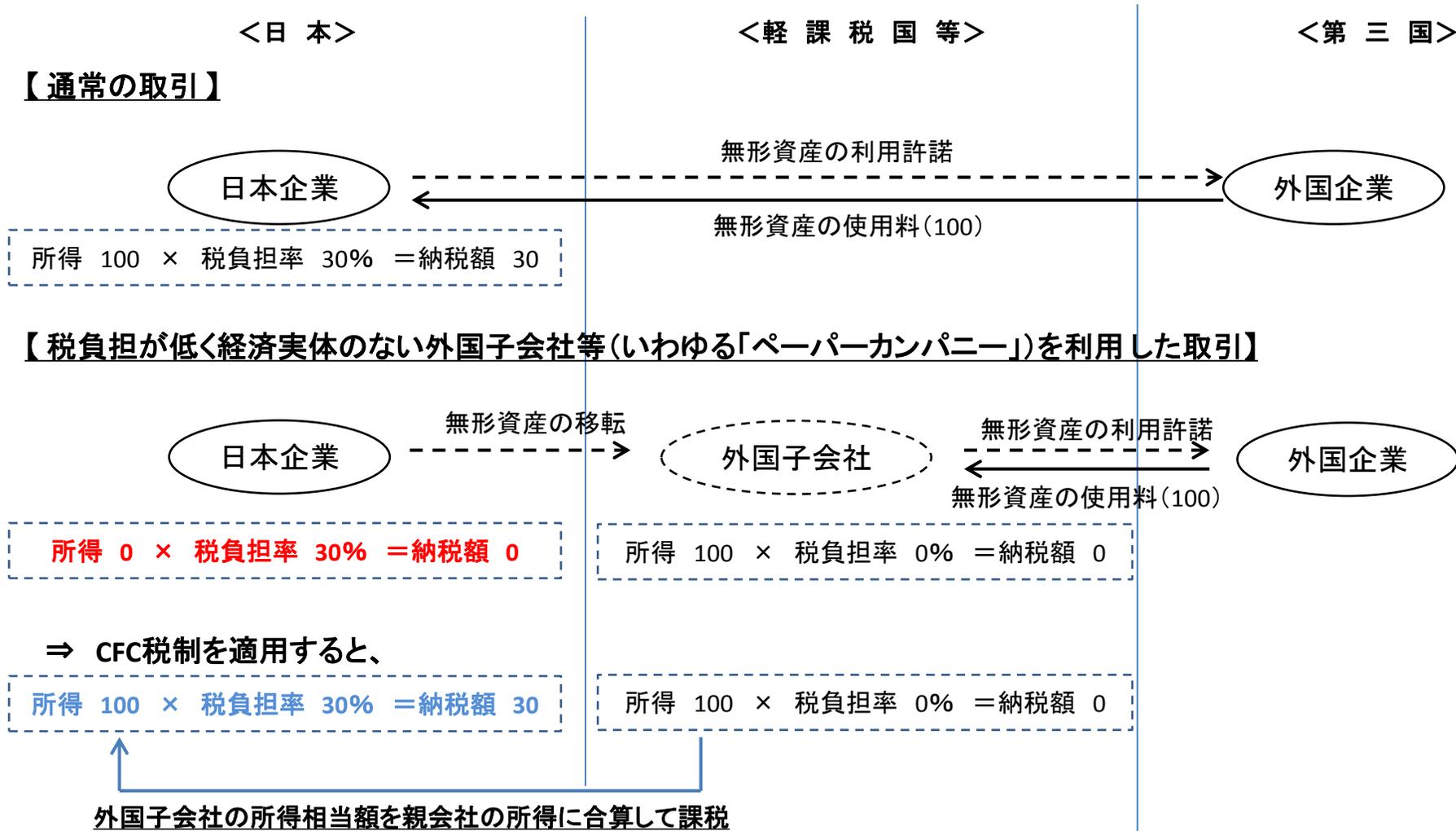


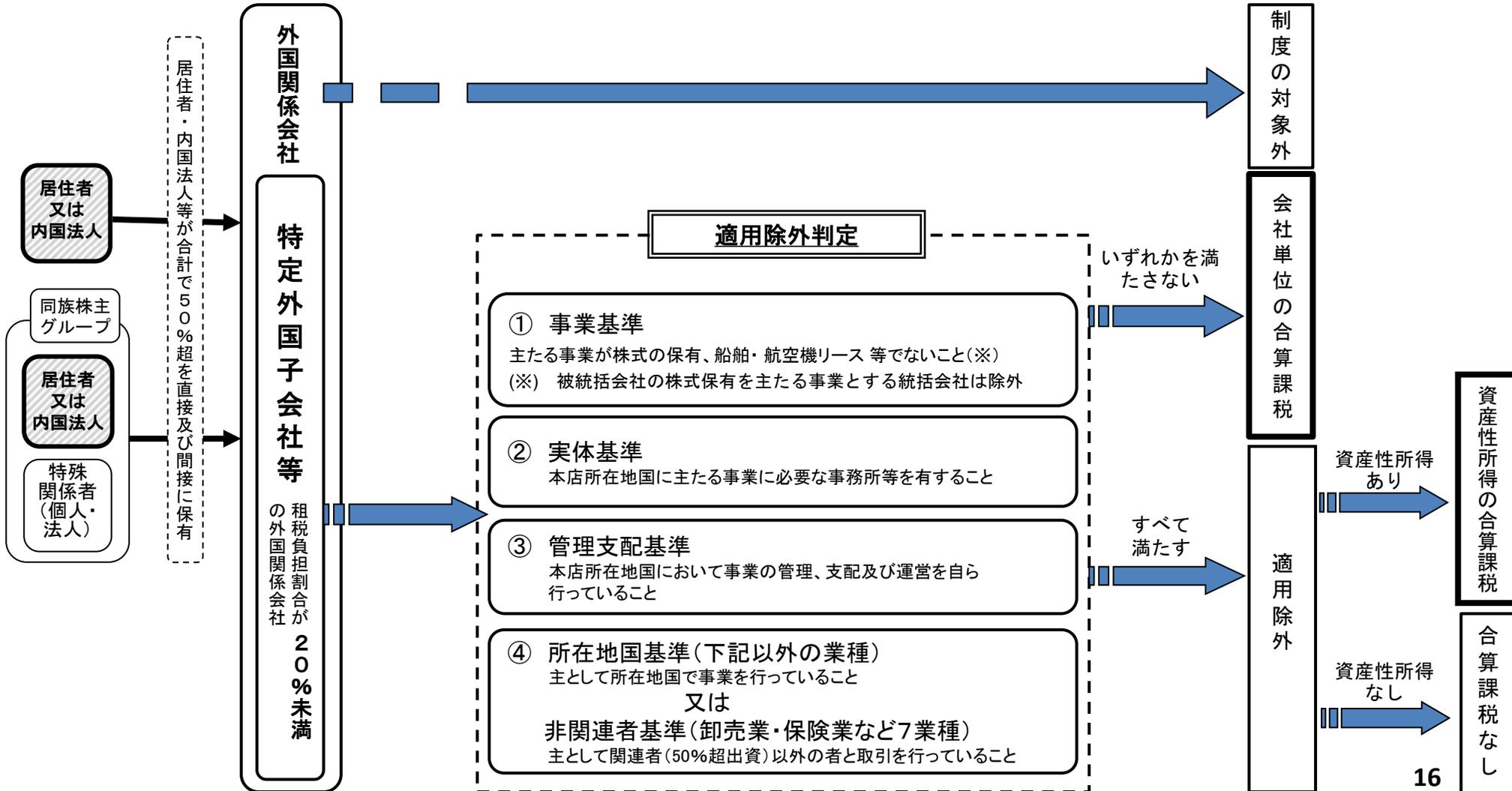
【行動3】外国子会社合算税制: 制度の基本

- 日本の法人等が、税負担が著しく低い、かつ、経済活動の実体がほとんどない外国子会社等を通じて国際取引を行うことにより、税負担を不当に軽減・回避し、結果として日本での課税を免れる事態が生じ得る。
- このような租税回避行為を防止するため、一定の要件に該当する当該外国子会社等の所得に相当する金額につき、日本の法人等の所得とみなし、それを当該法人等の所得と合算して課税する制度。



【行動3】外国子会社合算税制：日本の現行制度

- 日本の「外国子会社合算税制」は、税負担の水準が低い(20%未満(=「トリガー税率」))外国子会社等の「全ての」所得について日本の親会社の所得に合算して課税する制度(「事業体アプローチ」)
- ただし、外国子会社等に経済活動の実体があり、「適用除外基準」を満たす場合、本税制は適用されない。



【行動3】外国子会社合算税制:見直しの方向性

【問題意識】

- 現行制度は、外国子会社の税負担水準が20%（トリガー税率）以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算せず、申告も求めない一方、実体ある事業から得た所得であっても合算してしまう、という問題あり（右記図参照）。
- 外国子会社配当益金不算入制度（2009年度導入）と相まって、知財・金融資産等や事業を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことで課税を逃れる行為を可能とする側面あり。



国内資産の減少、知の国外流出、サービス収支の減少、日本企業が晒されるリпутーション・リスクの増大、税の空洞化、税制への信頼低下等の可能性

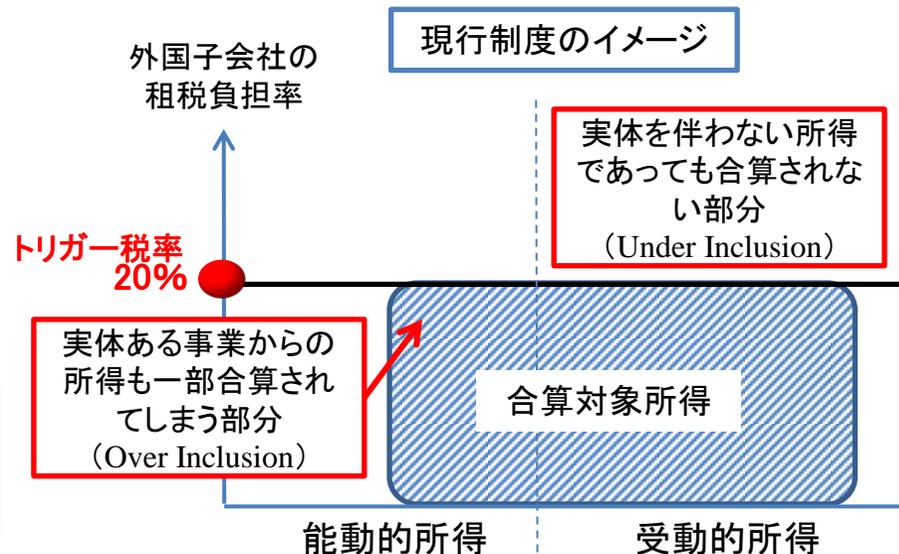


【見直しの方向性】

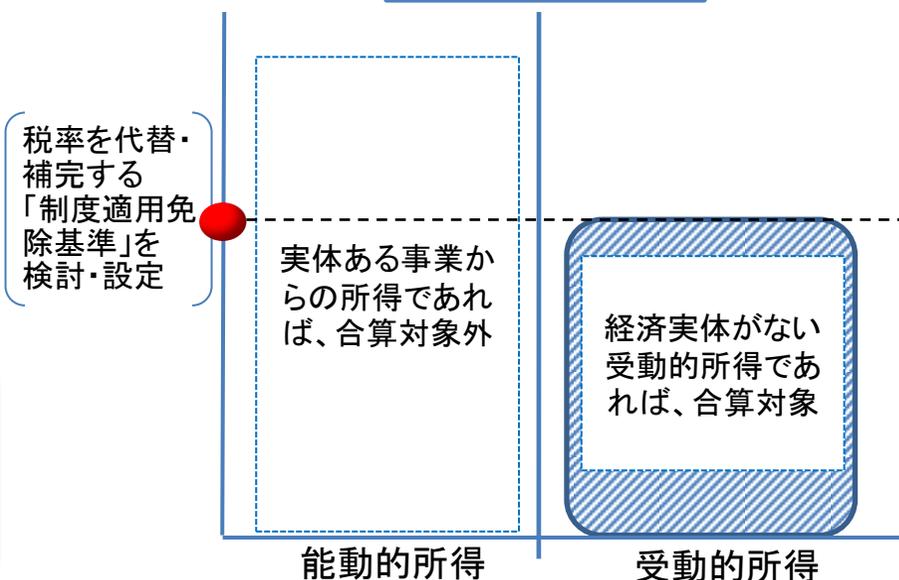
- 「価値創造の場で税を払うべき」というBEPSプロジェクトの原則を踏まえ、外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象を決定するアプローチへと変更し、上記の問題に対応（その際、過度の事務負担が生じないように配慮）。
 - ・ 子会社が自らの能力と責任を持って取り組む商品の製造・販売やサービスの提供による対価の獲得等、経済実体がある事業から得た所得（能動的所得）
 - ⇒ 合算対象外（子会社所在地国で課税）
 - ・ 一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得等（＝経済実体がない受動的所得）
 - ⇒ 親会社の所得に合算（日本で課税）



海外事業に取り組む日本企業のリпутーション・リスク低減、日本企業のグローバル・コーポレート・ガバナンス強化の促進、海外成長市場の果実の日本経済への取込み促進、税制に対する納税者の信頼の確保と税の空洞化の可能性への対処



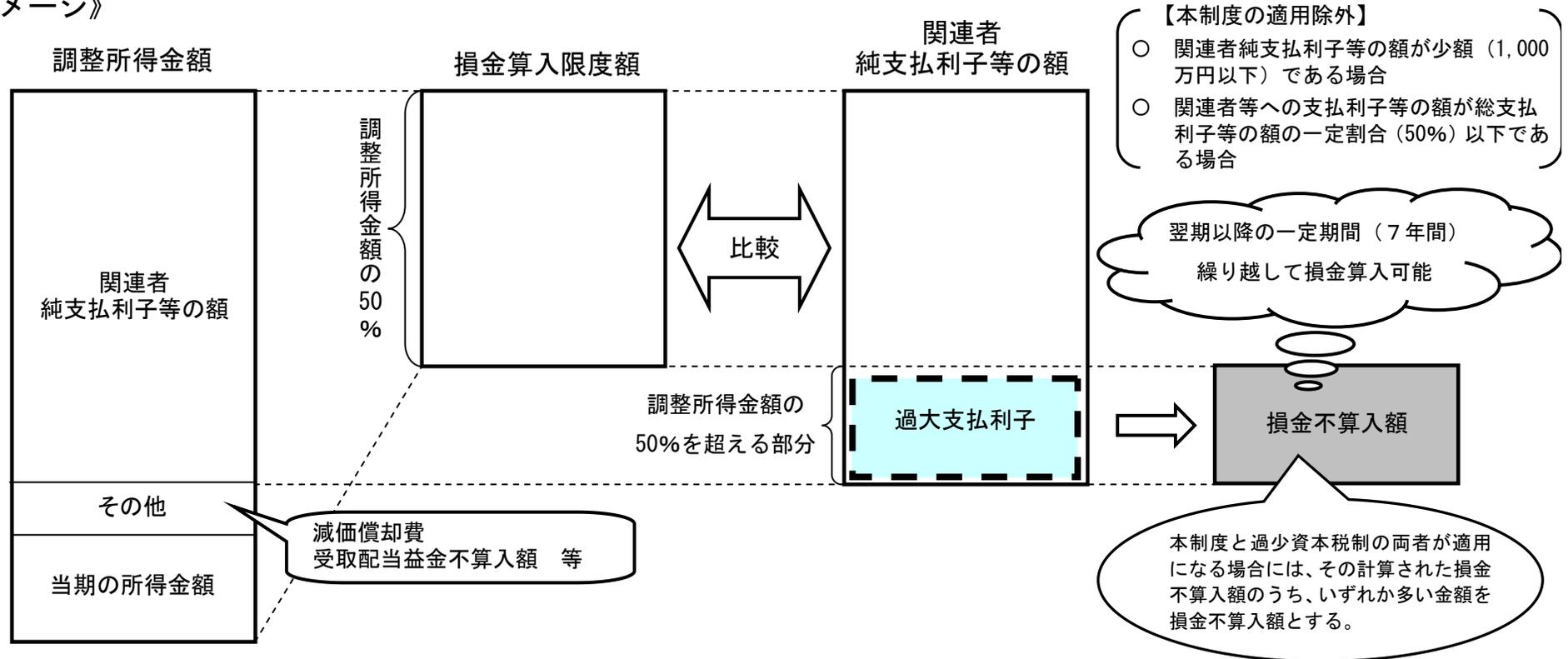
見直しのイメージ



【行動4】利子控除制限：制度の基本及び日本の現行制度（「過大支払利子税制」）

- 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注)のうち、調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない(平成24年(2012年)導入)。

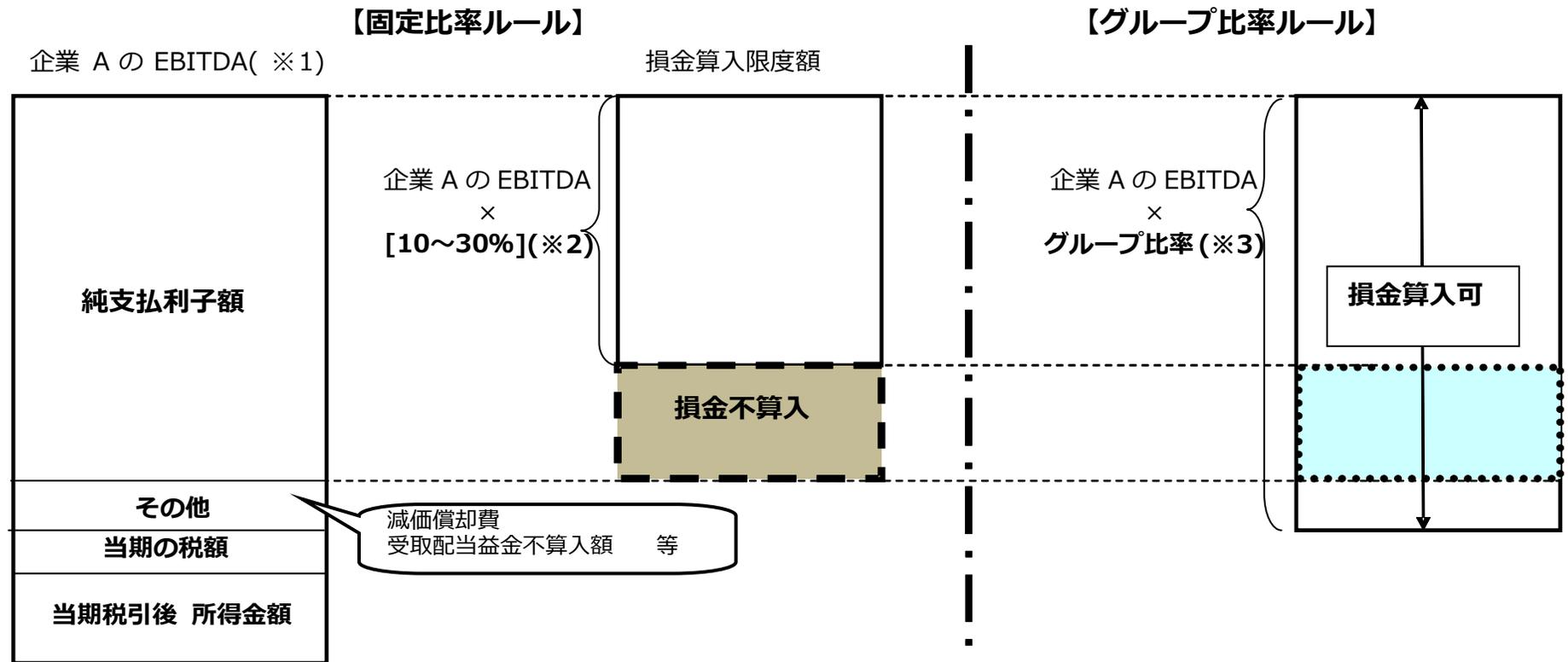
《イメージ》



(注) 関連者等（直接・間接の持分割合50%以上又は実質支配・被支配関係にある者等）への支払利子等の額（利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。）の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

【行動4】利子控除制限:「BEPSプロジェクト」の結論

- 「BEPSプロジェクト」では、「価値が創造されたところで税金を払うべき」との原則を踏まえ、一定の所得を生み出すために通常必要な資金調達コストを超える規模で利払いを行っている企業については、超過分の利子の損金算入を否認するという結論になった。
- こうした観点から、「BEPSプロジェクト」では、単体企業の利子損金算入について、一定の純支払利子／EBITDA比率(10～30%の範囲で各国が設定)を超えた部分を控除制限することを勧告。
- 日本の「過大支払利子税制」の閾値は現在50%であり、厳格化が必要。また、適用対象や特別ルール等についても本勧告を踏まえた検討が必要。



※1 EBITDA = 税引後当期所得 + 純支払利子 + 減価償却費 + 特別償却 + 当期税額

※2 日本の過大支払利子税制においては 50%

※3 グループ比率 = $\frac{\text{グループ全体の純支払利子}}{\text{グループ全体の EBITDA}}$